

電子申請アドバイザーを 派遣しています。

無料です。

雇用保険関係届出のほとんどが電子申請により届出をすることができます。

電子申請をご利用いただくと、

- ☑24時間、365日いつでも申請可能！
- ☑個人情報の持ち運びが不要！
- ☑時間とコストをかけずに申請できます！
- ☑チェック機能があるので、記入ミスを防止できます！

滋賀労働局では電子申請アドバイザーを個別の企業に派遣し、雇用保険電子申請の導入に当たっての相談、パソコンの設定から実際の申請支援まで電子申請に関する相談、支援を行っています。

* 派遣のご希望がありましたら、

滋賀労働局雇用保険電子申請事務センターまたは、ハローワーク適用窓口にご連絡ください！

滋賀労働局雇用保険電子申請事務センター

電話番号077-526-7557

